

「国土利用計画法」に基づく土地取引の届出の概要

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地の取引をしたときは、知事に届出（市経由）が必要です。

詳細は京都府ホームページをご覧ください。

1 届出の必要な土地取引（①及び②のいずれにも該当する場合、届出が必要です。）

① 届出の要件

土地売買等の契約（売買、交換、代物弁済、予約等）をしたときは、届出が必要です。

※土地売買等の契約 ・ 国土利用計画法第 14 条第 1 項及び国土利用計画法施行令第 5 条で定義

② 面積要件（いずれかに該当）

・ 市街化区域 2,000 m²以上

・ 市街化調整区域 5,000 m²以上

※取得する個々の面積は小さくても、土地の権利取得者（買主）が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合（「買いの一団」）には届出が必要です。

2 届出者及び届出先について

土地の権利取得者（買主）は、契約締結日から2週間以内（契約締結日を含みます。）に向日市（都市計画課窓口）に届け出て下さい。

※土地取引に係る契約をした日から2週間以内に届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

3 届出書の書式・添付図書について

届出書用紙は、向日市または京都府ホームページからダウンロード、向日市（都市計画課窓口）で配付しています。次の図書を含む、正本・副本・届け人控え各1部の計3部を提出してください。

- ① 土地取引に係る契約書等の写し
- ② 周辺状況図：土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ③ 形状図：土地の形状を明らかにした図面（公図等）※写しでも可
- ④ 委任状
- ⑤ その他（必要に応じて遅延届等）

4 届出をした後について

届出を受けた知事は、利用目的について審査を行い、利用目的が土地利用に関する計画に適合しない場合、3週間以内（審査期間の延長通知があった場合には6週間）に利用目的の変更を勧告することがあります。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために、必要な助言をすることがあります。

詳細については京都府建設交通部用地課（電話：075-414-4388）にご確認ください。